

新型コロナウイルス感染症に関する情報

みんなで感染症を防ぎましょう

保健医療推進課 ☎224-5832

Fax 224-7318

感染拡大を防ぐためには、「感染しない」「感染させない」ための取り組みが大切です。引き続き、皆さんのご協力をお願いします。

●「3つの密」(密閉・密集・密接)を避ける

● 大人数での会食は控える

● 人が集まる場所ではマスクを着用

● 手洗い・消毒を行う

● 発熱の症状があるなど、体調が悪い人は外出を控える

● 感染症対策が十分に取られていない施設は利用しない

● 特に、高齢者や基礎疾患のある方、またその周りにいる方は、感染しない、させないように注意しましょう。

国や県の接触確認アプリを利用しましょう。詳しくは下の2次元バーコードをご確認ください。

ココア



埼玉県 LINE
コロナお知らせシステム



差別や偏見をなくしましょう

人権推進課 ☎224-5579

Fax 223-1726

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者やその家族、濃厚接触者、外国人の方、治療に当たっている医療従事者等に対する誹謗中傷や、差別的な書き込みが SNS 等で広がっています。誤解や偏見に基づく差別があつてはなりません。また、こうした行動が受診をためらわせ、感染を拡大させてしまうという負の連鎖も懸念されます。

人権侵害につながるのではないよう、公的機関の提供する正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。

● 不当な差別など、人権について困ったことがあればご相談ください

● みんなの人権 110 番

☎0570-003-1110

● 子どもの人権 110 番

☎0120-007-1110

● 女性の人権ホットライン

☎0570-070-810

● 外国語人権相談ダイヤル

☎0570-090-911

* インターネットでも相談を受け付

けています。詳しくは、
財務省ホームページを
ご確認ください。



川越市中小企業者事業継続 緊急支援金を拡充

中小企業者事業継続緊急支援金担当
(産業振興課) ☎225-5877
前年同月と比較して50%以上減少
している場合も対象として、新たに
受け付けを開始しました。

新型コロナウイルス感染症の影響
により、令和2年2月から12月のい
ずれか1か月の売上高が、前年同月
と比較して15%以上減少している市
内に事業所のある中小企業・個人事
業主(フリーランスを含む)を支援し
ています。支援金は10万円(1中小
企業者当たり1回まで)。

申請方法など詳しくは、
市ホームページ(下
の2次元バーコードか
らアクセス可)を確認するか、同担
当にお尋ねください。



申請期限：来年2月28日(日)(消印有
効)

問い合わせ：同担当 ☎225-

5877 (月～金曜日、午前9時
30分～午後4時30分。祝・休日、

年末年始を除く)

赤ちゃん応援手当を 給付

健康づくり支援課 ☎229-4121
Fax 225-1291

新型コロナウイルス感染症の影響
下で出産・子育てをしている世帯を
支援するため、赤ちゃん応援手当を
給付します。申請方法等は、対象の
保護者宛てに送付する申請書類をご
確認ください。

対象：令和2年4月1日～令和3年
3月31日(水)に生まれた子

イベント中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防
止等により、左表のイベントが中止
となります。詳しくは、市ホームペ
ージを確認するか、問い合わせ先
にお尋ねください。

名称	問い合わせ
川越産業フェスタ	産業振興課 ☎224-5934 Fax 224-8712
ハローワーク川越障害者就労面接会	ハローワーク川越 ☎242-0197 Fax 246-2754



認可外保育施設を利用している方への登園自粛に係る保育料日割り補助

こども政策課 ☎224-6278 ☎223-8786

次の対象に該当する方で、対象期間のうち新型コロナウイルス感染症拡大防止のため登園自粛をした期間の保育料を施設に支払っている場合に補助します。



対象…認可外保育施設を利用する子の保護者で次に該当する方(企業主導型保育事業を除く)

①市・県民税非課税世帯または生活保護世帯、②家庭において必要な保育を受けることが困難(教育・保育給付認定または施設等利用給付認定を受けている方)

対象期間…4月8日～5月31日

申し込み…同課または利用している施設で配付する申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して、9月30日(水)(消印有効)までに郵送または直接同課(郵送の場合は〒350-8601川越市役所こども政策課)

補助額…次の計算式による金額

計算式

$$(\text{保育料(月額)}^{*1} - \text{幼児教育・保育の無償化額}^{*2}) \div 25 \times \text{登園自粛日数} = \text{補助額(千円未満切り捨て)}$$

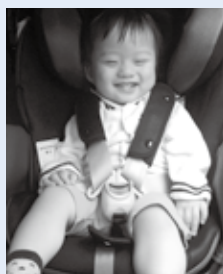
*1 給食費等の実費を除いた額です。上限は、3歳未満=56,000円、3歳以上=51,000円

*2 施設等利用給付認定を受けている方は、3歳未満=42,000円、3歳以上=37,000円

9月21日～30日は秋の全国交通安全運動

防犯・交通安全課 ☎224-5721

☎224-6705



9月21日(水)から30日(水)は秋の全国交通安全運動期間です。一人ひとりがいつも以上に安全運転を意識し、事故防止に努めましょう。

特に、事故から身体を守るため、全ての座席でのシートベルトの着用およびチャイルドシートの使用を徹底しましょう。

*例年、同期間中に行っている関係機関・団体等によるキャンペーン活動は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、今回は実施しません。

一発で
免許取り消し!

「あおり運転」厳罰化

防犯・交通安全課 ☎224-5721

☎224-6705



ほかの車両の通行を妨害する目的で、車間距離を異常に詰める等のいわゆる「あおり運転」が道路交通法に新たに規定されました。

厳罰化された内容

妨害目的で車間距離を正常に保持しないなど一定の違反行為をした場合は、最大で5年の懲役または100万円の罰金が科されます。また、あおり運転をした者は運転免許が取り消されます。

車を運転するときは

心にゆとりを持った、思いやりのある運転を心掛けましょう。詳しくは、市ホームページまたは県警ホームページの「あおり運転(妨害運転)」をご確認ください。

